

5 試験について

1 出題方式

5肢複択方式、マークシート記入

2 出題数・試験時間

問 題 区 分	問題数	試験時間
【介護支援分野】 介護保険制度の基礎知識 要介護認定等の基礎知識 居宅・施設サービス計画の基礎知識等	25問	120分 (10:00～12:00)
【保健医療福祉サービス分野】 保健医療サービスの知識等 福祉サービスの知識等	20問 15問	点字受験者(1.5倍) 180分 弱視等受験者(1.3倍) 156分
合 計	60問	

3 身体障害者等に対する受験特別措置

次に該当する方は、障害の状態に応じて、試験時間の延長、点字・音声による出題、マークシート以外による解答等の特別措置を行います。

詳細⇒P 6、 P 18

4 当日の携行品

- ① 受験票
 - ② 鉛筆・シャープペンシル (HB、B)
 - ※ 濃度の薄い鉛筆、細い芯のシャープペンシルは、機械による解答用紙の読み取りができない恐れがありますので使用しないでください。
 - ③ プラスチック製消しゴム
 - ④ 腕時計（試験会場に時計はありません）
 - ⑤ 身体障害者等受験特別措置の申請を行った方は、決定通知書
- ※ 試験中、机の上に置くことができるものは、受験票、鉛筆・シャープペンシル、消しゴム、腕時計のみです。
- ※ スマートウォッチ（スマートフォン機能付き腕時計）は携行できませんので、ご注意ください。（携行を確認した場合は外していただきます）

5 注意事項

- ① 試験開始 30 分前までに試験室に入室してください。
- ② 遅刻者の入室許可は、試験開始後 30 分までとし、それより後は入室できません。また退室時間は、試験開始後 30 分以降とし、それより前は退室できません。
- ③ 試験室内では、**携帯電話等の通信機器の使用を禁止**しますので、入室前に必ず電源を切り、鞄等にしまってください。（携帯電話を時計として使用することも禁止します。）
- ④ 試験会場は、**禁煙**です。また、ごみは各自でお持ち帰りください。
- ⑤ 雨天の場合は、雨具は袋等に入れて試験室に持ち込んでください。
- ⑥ 問題用紙は、試験時間終了後、持ち帰ることができます。
- ⑦ 受験後に申込書に記載している住所・氏名が変わった場合は、「住所・氏名の変更届」を提出してください。（封書の表書に「住所・氏名の変更届」と朱書して、試験事務局へ**簡易書留**で郵送してください。）

様式⇒P 4 9

6 当日の来場について

身体障害者等受験特別措置により許可を得ている場合を除いて、試験会場への自家用車の乗入れ、送迎は固く禁止します。公共交通機関を利用して来場してください。（P 32～33 参照）また、会場周辺店舗等の駐車場への乗入れ、送迎のための駐停車についても、周辺住民・店舗利用者へ多大な迷惑となりますので、固く禁止します。

なお、周辺店舗等の駐車場への乗入れ等が発覚した場合は、試験時間内であっても、自家用車を移動していただきます。

※ 感染症対策（マスクの着用）について

- ・マスクの着用は、個人の主体的な選択を尊重し、個人の判断を基本といたします。
(今後の感染状況、国の判断によっては変更となる場合があります)
- ・感染症（新型コロナウイルス、インフルエンザ、はしか、百日咳等）の疑いがある、または治癒していない場合、その感染症が他の受験者等に広がる恐れがあるので、受験をご遠慮ください。（医師に感染の恐れがないと認められたときはこの限りではありません。）
- ・当日欠席した場合でも受験手数料の返還はできません。

試験会場（岡山大学）



試験会場

- 公共交通機関をご利用ください。
- 当日試験会場への自家用車の乗り入れ、送迎は禁止します。
- 会場周辺や店舗等への自家用車での送迎や駐停車は、周辺住民・店舗等利用者への多大な迷惑になりますので固く禁止します。
- 試験会場に、試験に関する問い合わせをしないでください。

【参考】

○津山線「法界院」駅：徒歩約10分

○路線バス〈岡電バス〉

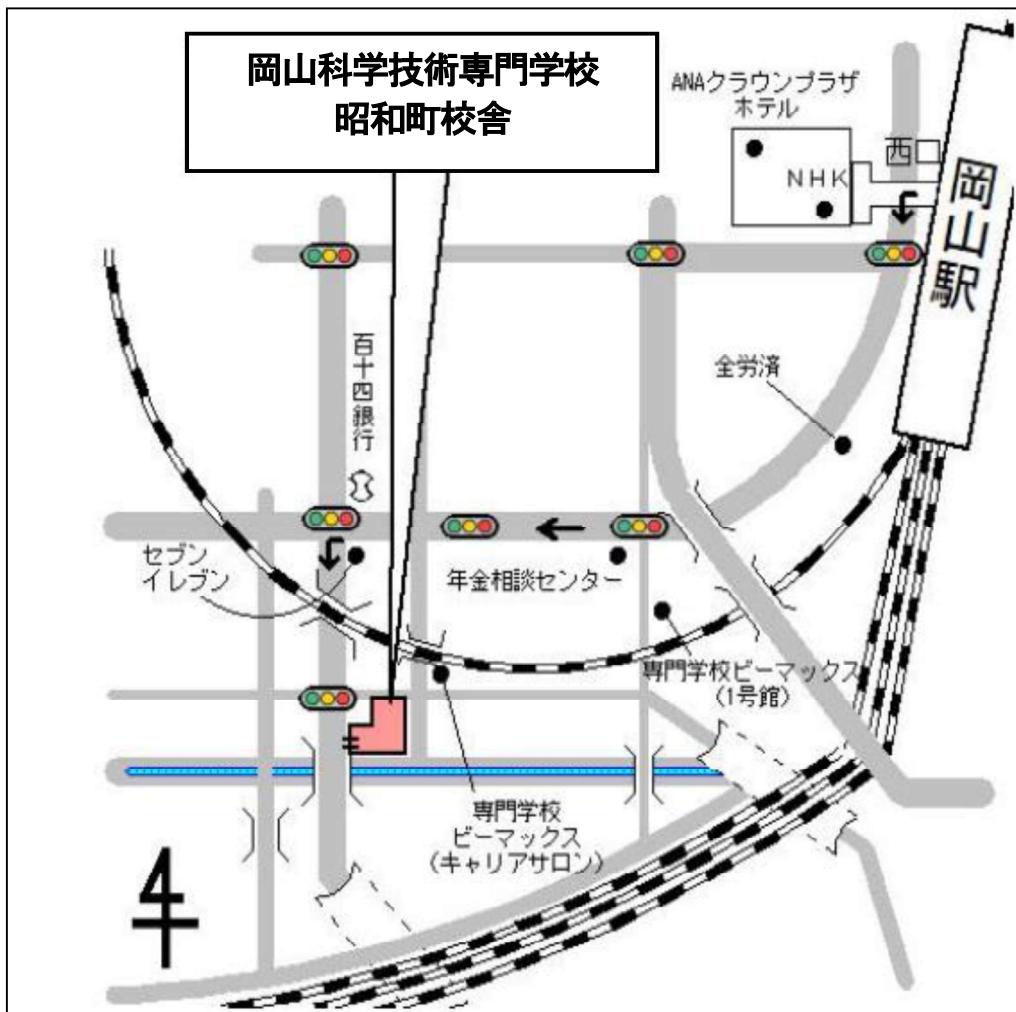
《岡山駅西口発》

- ・【47】系統「岡山理科大学」行きに乗車（西口バスターミナル22番乗り場）～「岡大入口」、「岡大西門」、「福居入口」（所要時間約7分～10分）又は「岡大東門」下車（所要時間約24分）
※時間帯により「岡大東門」には停車しない場合があります。なお、「岡大東門」へはキャンパス外周を廻った後に到着します。

《岡山駅東口発》

- ・【17】【67】系統「妙善寺」行に乗車（東口バスターミナル13番乗り場）～「岡大東門」、「岡大西門」または「福居入口」下車（所要時間約30分）
- ・【16】系統「津高台団地・半田山ハイツ」行き、【26】系統「岡山医療センター国立病院」行き、【36】系統「辛香口」行き、【86】系統「運転免許センター」行きに乗車（東口バスターミナル7番乗り場）～「岡山大学筋」で下車→大学まで徒歩（所要時間バス約10分　徒歩約7分）

試験会場（岡山科学技術専門学校 昭和町校舎）



試験会場

- 公共交通機関をご利用ください。
- 当日試験会場への自家用車の乗り入れ、送迎は禁止します。
- 会場周辺や店舗等への自家用車での送迎や駐停車は、周辺住民・店舗等利用者への多大な迷惑になりますので固く禁止します。
(試験時に駐車が確認された場合は、試験時間内であっても、車の移動をお願いしております)
- 試験会場に、試験に関する問い合わせをしないでください。

【参考】

○JR 岡山駅西口（運動公園口）から徒歩 7 分。

6 試験問題出題範囲

※平成30年5月28日に、国の「介護支援専門員実務研修受講試験事業実施要綱」が改正され、平成30年度から試験出題範囲等が変更になりました。

介護保険法別表の科目	区分	大項目	中項目	小項目
一 この法律その他関係法令に関する科目	1. 基本視点	1. 介護保険制度導入の背景	1 高齢化の進展と高齢者を取り巻く状況の変化	1 長寿・高齢化の進展 2 高齢化の進展に伴う要介護高齢者の増加 3 介護の長期化・重度化 4 家族の介護機能の低下 5 個人の人生にとっての介護問題 6 家族にとっての介護問題 7 社会にとっての介護問題
			2 従来の制度の問題点	1 老人福祉制度 2 老人医療制度 3 制度間の不整合
			3 社会保険方式の意義	1 我が国の社会保障制度のあり方 2 給付と負担の関係の明確性 3 利用者の選択の尊重
			4 介護保険制度創設のねらい	1 介護という新たな課題への対応 2 効率的・公平な制度の創設 3 サービス利用者の立場に立った制度体系 4 民間活力の活用 5 高齢者の被保険者としての位置づけ
	2. 介護保険制度論	2. 介護保険と介護支援サービス	—	—
		1. 介護保険制度論	1 介護保険制度の目的等	1 社会保障、社会保険、介護保険の体系 2 医療保障の体系 3 高齢者の保健・医療・福祉の体系 4 介護保険制度の目的 5 保険事故と保険給付の基本的理念 6 国民の努力および義務
			2 保険者及び国、都道府県の責務等	1 保険者 2 保険者の事務 3 介護保険の会計 4 条例 5 國の責務、事務 6 都道府県の責務、事務 7 医療保険者および年金保険者の事務 8 審議会
			3 被保険者	1 被保険者の概念 2 強制適用 3 被保険者の資格要件 4 住所認定の基準 5 適用除外 6 資格取得の時期 7 資格喪失の時期 8 届出 9 住所地特例 10 被保険者証
			4 保険給付の手続・種類・内容	1 要介護認定および要支援認定 2 要介護認定等の手続 3 介護認定審査会 4 保険給付通則 5 保険給付の種類 6 保険給付の内容 7 介護報酬 8 支給限度額 9 現物給付 10 審査・支払い 11 利用者負担 12 保険給付の制限

介護保険法別表の科目	区分	大項目	中項目	小項目
一 この法律その他関係法令に関する科目	2. 介護保険制度論	1. 介護保険制度論	5 事業者及び施設 (人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を含む。)	1 指定居宅サービス事業者 2 指定居宅介護支援事業者 3 介護支援専門員 4 指定介護予防サービス事業者 5 指定介護予防支援事業者 6 指定地域密着型サービス事業者 7 指定地域密着型介護予防サービス事業者 8 基準該当サービスの事業者 9 離島等における相当サービスの事業者 10 介護保険施設
			6 介護保険事業計画	1 基本指針 2 老人保健福祉計画、医療計画との関係 3 市町村介護保険事業計画 4 都道府県介護保険事業支援計画
			7 保険財政	1 財政構造 2 事務費 3 その他の補助 4 第1号被保険者に係る保険料 5 介護給付費交付金および介護給付費納付金 6 第2号被保険者に係る保険料 7 支払基金の業務
			8 財政安定化基金等	1 財政安定化基金事業 2 市町村相互財政安定化事業
			9 地域支援事業	1 介護予防・日常生活支援総合事業等 2 包括的支援事業 3 その他の事業 4 財源構成
			10 介護サービス情報の公表	1 介護サービス情報の公表の内容 2 指定調査機関 3 指定情報公表センター
			11 国民健康保険団体連合会の介護保険事業関係業務	1 審査・支払い 2 納付費審査委員会 3 苦情処理等の業務 4 第三者行為求償事務 5 その他の業務
			12 審査請求	1 概説 2 審査請求ができる事項 3 介護保険審査会 4 委員 5 審理裁決を扱う合議体 6 専門調査員 7 訴訟との関係
			13 雜則	1 報告の徴収等 2 先取特権の順位 3 時効等 4 資料の提供等
			14 検討規定(附則)	—
二 居宅サービス計画、施設サービス計画及び介護予防サービス計画に関する科目	3. ケアマネジメント機能論	1. ケアマネジメント機能論	1 介護保険制度におけるケアマネジメント	1 介護保険におけるケアマネジメントの定義と必要性 2 介護保険におけるケアマネジメント機能の位置づけ 3 介護保険でのサービス利用手続きの全体構造と介護支援サービス
			2 ケアマネジメントの基本的理念、意義等	1 要介護者等とその世帯の主体性尊重の仕組み 2 自立支援、多様な生活を支えるサービスの視点 3 家族(介護者)への支援の必要性 4 保健・医療・福祉サービスを統合したサービス調整の視点 5 サービスの展開におけるチームアプローチの視点 6 適切なサービス利用(効果性、効率性)の視点 7 保健・医療・福祉サービス(保険給付サービス等)とインフォーマルサポートを統合する社会資源調整の視点
			3 介護支援専門員の基本姿勢	—
			4 介護支援専門員の役割・機能	1 利用者本位の徹底 2 チームアプローチの実施—総合的判断と協働 3 居宅サービス計画に基づくサービス実施状況のモニタリングと計画の修正 4 サービス実施体制におけるマネジメントの情報提供と秘密保持 5 信頼関係の構築 6 社会資源の開発
			5 ケアマネジメントの記録	—
		2. 介護支援サービス方法論	1 居宅介護支援サービスの開始過程	—
			2 居宅サービス計画作成ための課題分析	—
			3 居宅サービス計画作成指針	—
			4 モニタリングおよび居宅サービス計画での再課題分析	—

介護保険法別表の科目	区分	大項目	中項目	小項目
二 居宅サービス計画、施設サービス計画及び介護予防サービス計画に関する科目	3. ケアマネジメント機能論	3. 介護予防支援サービス方法論	1 介護予防支援サービスの開始過程	—
			2 介護予防サービス計画作成のための課題分析	—
			3 介護予防サービス計画作成指針	—
			4 モニタリングおよび介護予防サービス計画での再課題分析	—
		4. 施設介護支援サービス方法論	1 施設介護支援サービスの開始過程	—
			2 施設サービス計画作成のための課題分析	—
			3 施設サービス計画作成指針	—
			4 モニタリングおよび施設サービス計画での再課題分析	—
三 介護給付等対象サービスその他の保健医療サービス及び福祉サービスに関する科目	4. 高齢者支援展開論(高齢者介護総論)	1. 総論 I 医学編	1 高齢者の身体的・精神的な特徴と高齢期に多い疾病および障害	1 高齢者の身体的・精神的・心理的特徴 2 高齢者に起こりやすい疾病および障害の特徴 3 高齢者に多くみられる各種の疾患
			2 バイタルサインの正確な観察・測定、解釈・分析	1 全身の観察とバイタルサイン 2 バイタルサインの正しい観察・測定方法とポイント
			3 検査の意義およびその結果の把握、患者指導	1 検査値の変動について 2 検査各論
			4 介護技術の展開	1 身体介護と家事援助の関連 2 食事の介護 3 排泄および失禁の介護 4 褥瘡への対応 5 睡眠の介護 6 清潔の介護 7 口腔のケア
			5 ケアにおけるリハビリテーション	1 リハビリテーションの考え方 2 リハビリテーションの基礎知識 3 リハビリテーションの実際(訓練と援助の実際)
			6 認知症高齢者の介護	1 老人性認知症の特徴、病態 2 認知症高齢者・家族への援助と介護支援サービス
			7 精神に障害のある場合の介護	1 高齢者の精神障害 2 精神に障害のある高齢者の介護
			8 医学的診断・治療内容・予後の理解	1 医学的診断の理解 2 治療内容の理解 3 予後の理解
			9 現状の医学的問題、起こりうる合併症、医師・歯科医師への連絡・情報交換	1 現状の医学的問題のとらえ方 2 起こりうる合併症の理解 3 医師・歯科医師への連絡・情報交換
			10 栄養・食生活からの支援・介護	1 人間らしい栄養・食生活とは 2 栄養・食生活からの介護の手順 3 望ましい栄養・食生活をめざして提示されている食生活指針等
			11 呼吸管理、その他の在宅医療管理	1 呼吸管理の考え方 2 その他の在宅医療管理
			12 感染症の予防	1 感染症の種類と特徴 2 起こりやすい感染症の予防と看護・介護
			13 医療器具を装着している場合の留意点	1 在宅酸素療法(HOT) 2 気管内挿管 3 人工呼吸器 4 腹膜透析 5 在宅中心静脈栄養法 6 内視鏡的胃瘻造設術(PEG) 7 ベースメーカー
			14 急変時の対応	1 高齢者救急疾患の病態上の特徴 2 主な急変時の対応 3 在宅看護・介護で遭遇しやすい急変
			15 健康増進・疾病障害の予防	1 基本理念 2 生活習慣病の予防 3 がん 4 循環器疾患 5 糖尿病 6 骨粗しょう症 7 21世紀における国民健康づくり運動(健康日本21)
		2. 総論 II 福祉編	1 基礎相談・面接技術	1 基本姿勢 2 コミュニケーションの知識と技術 3 インテーカワーク技術 4 隠されたニーズの発見
			2 ソーシャルワークとケアマネジメント(介護支援サービス)	—
			3 ソーシャルワーク(社会福祉専門援助技術)の概要	1 個別援助技術(ソーシャルケースワーク) 2 集団援助技術(ソーシャルグループワーク) 3 地域援助技術(コミュニティワーク)
			4 接近困難事例への対応	1 援助困難事例への対応 2 接近困難事例と問題状況の分類 3 接近困難事例の理解とアプローチ

介護保険法別表の科目	区分	大項目	中項目	小項目
三 介護給付等対象サービス その他の保健医療サービス及び福祉サービスに関する科目	4. 高齢者支援展開論 (高齢者介護総論)	3. 総論Ⅲ 臨死編	1 チームアプローチの必要性および各職種の役割 2 高齢者のターミナルケアの実際、家族へのケア 3 死亡診断	— 1 事例の概要 2 在宅での看取りの成立条件 3 在宅ホスピスにおける症状緩和 4 死の教育 5 在宅ホスピスとQOL 1 死亡に医師が立ち会っているとき 2 医師が立ち会っていないとき 3 精神面からみたターミナルケア
	5. 高齢者支援展開論 (居宅サービス事業各論)	1. 訪問介護方法論	1 訪問介護の意義・目的 2 訪問介護サービス利用者の特性 3 訪問介護の内容・特徴 4 介護支援サービスと訪問介護	— — — —
		2. 訪問入浴介護方法論	1 訪問入浴介護の意義・目的 2 訪問入浴介護利用者の特性 3 訪問入浴介護の内容・特徴 4 介護支援サービスと訪問入浴介護	— — — —
		3. 訪問看護方法論	1 訪問看護の意義・目的 2 訪問看護サービス利用者の特性 3 訪問看護の内容・特徴 4 介護支援サービスと訪問看護	— — — —
		4. 訪問リハビリテーション方法論	1 訪問リハビリテーションの意義・目的 2 訪問リハビリテーションサービス利用者の特性 3 訪問リハビリテーションの内容・特徴 4 介護支援サービスと訪問リハビリテーション	— — — —
		5. 居宅療養管理指導方 法論	1 医学的管理サービスの意義・目的 2 医学的管理サービス利用者の特 性 3 介護支援サービスと医学的管理 サービス 4 口腔管理—歯科衛生指導の意義・ 目的 5 口腔管理—歯科衛生指導利用者 の特性 6 介護支援サービスと口腔管理— 歯科衛生指導 7 薬剤管理指導の意義・目的 8 薬剤管理指導利用者の特性 9 介護支援サービスと薬剤管理指導	— — — — — — — — —
		6. 通所介護方法論	1 通所介護の意義・目的 2 通所介護サービス利用者の特性 3 通所介護の内容・特徴 4 介護支援サービスと通所介護	— — — —
		7. 通所リハビリテーション 方法論	1 通所リハビリテーションの意義・ 目的 2 通所リハビリテーションサービス 利用者の特性 3 通所リハビリテーションの内容・特 徴 4 介護支援サービスと通所リハビリ テーション	— — — —
		8. 短期入所生活介護方 法論	1 短期入所生活介護の意義・目的 2 短期入所生活介護サービス利用 者の特性 3 短期入所生活介護の内容・特徴 4 介護支援サービスと短期入所生 活介護	— — — —
		9. 短期入所療養介護方 法論	1 短期入所療養介護の意義・目的 2 短期入所療養介護サービス利用 者の特性 3 短期入所療養介護の内容・特徴 4 介護支援サービスと短期入所療 養介護	— — — —
		10. 特定施設入居者生活 介護方法論	1 特定施設入居者生活介護の意義・ 目的 2 特定施設入居者生活介護サービ ス利用者の特性 3 特定施設入居者生活介護の内容・ 特徴 4 介護支援サービスと特定施設入 居者生活介護	— — — —

介護保険法別表の科目	区分	大項目	中項目	小項目
三 介護給付等対象サービス その他の保健医療サービス及び福祉サービスに関する科目	5. 高齢者支援展開論 (居宅サービス事業各論)	11. 福祉用具及び住宅改修方法論	1 福祉用具の意義・目的 2 福祉用具利用者の特性および福祉用具の機能、使用法 3 福祉用具の内容・特徴 4 介護支援サービスと福祉用具 5 住宅改修の意義・目的 6 住宅改修利用者の特性および住宅改修の機能、使用法 7 住宅改修の内容・特徴 8 介護支援サービスと住宅改修	— — — — — — — —
	6. 高齢者支援展開論 (地域密着型サービス事業各論)	1. 定期巡回・随時対応型訪問介護看護方法論 2. 夜間対応型訪問介護方法論 3. 地域密着型通所介護方法論 4. 認知症対応型通所介護方法論 5. 小規模多機能型居宅介護方法論 6. 認知症対応型共同生活介護方法論 7. 地域密着型特定施設入居者生活介護方法論 8. 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護方法論 9. 複合型サービス方法論	1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の意義・目的 2 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用者の特性 3 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の内容・特徴 1 夜間対応型訪問介護の意義・目的 2 夜間対応型訪問介護の利用者の特性 3 夜間対応型訪問介護の内容・特徴 1 地域密着型通所介護の意義・目的 2 地域密着型通所介護の利用者の特性 3 地域密着型通所介護の内容・特徴 1 認知症対応型通所介護の意義・目的 2 認知症対応型通所介護の利用者の特性 3 認知症対応型通所介護の内容・特徴 1 小規模多機能型居宅介護の意義・目的 2 小規模多機能型居宅介護の利用者の特性 3 小規模多機能型居宅介護の内容・特徴 1 認知症対応型共同生活介護の意義・目的 2 認知症対応型共同生活介護の利用者の特性 3 認知症対応型共同生活介護の内容・特徴 1 地域密着型特定施設入居者生活介護の意義・目的 2 地域密着型特定施設入居者生活介護の利用者の特性 3 地域密着型特定施設入居者生活介護の内容・特徴 1 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の意義・目的 2 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の利用者の特性 3 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の内容・特徴 1 複合型サービスの意義・目的 2 複合型サービスの利用者の特性 3 複合型サービスの内容・特徴	— —
	7. 高齢者支援展開論 (介護予防サービス事業各論)	1. 介護予防訪問入浴介護方法論 2. 介護予防訪問看護方法論 3. 介護予防訪問リハビリテーション方法論	1 介護予防訪問入浴介護の意義・目的 2 介護予防訪問入浴介護利用者の特性 3 介護予防訪問入浴介護の内容・特徴 4 介護予防支援サービスと介護予防訪問入浴介護 1 介護予防訪問看護の意義・目的 2 介護予防訪問看護サービス利用者の特性 3 介護予防訪問看護の内容・特徴 4 介護予防支援サービスと介護予防訪問看護 1 介護予防訪問リハビリテーションの意義・目的 2 介護予防訪問リハビリテーションサービス利用者の特性 3 介護予防訪問リハビリテーションの内容・特徴 4 介護予防支援サービスと介護予防訪問リハビリテーション	— — — — — — — — — — — — — — — — — — —

介護保険法別表の科目	区分	大項目	中項目	小項目
三 介護給付等対象サービス その他の保健医療サービス及び福祉サービスに関する科目	7. 高齢者支援展開論 (介護予防サービス事業各論)	4. 介護予防居宅療養管理指導方法論	1 医学的管理サービスの意義・目的 2 医学的管理サービス利用者の特性 3 介護予防支援サービスと医学的管理サービス 4 口腔管理—歯科衛生指導の意義・目的 5 口腔管理—歯科衛生指導利用者の特性 6 介護支援サービスと口腔管理—歯科衛生指導 7 薬剤管理指導の意義・目的 8 薬剤管理指導利用者の特性 9 介護予防支援サービスと薬剤管理指導	— — — — — — — — —
		5. 介護予防通所リハビリテーション方法論	1 介護予防通所リハビリテーションの意義・目的 2 介護予防通所リハビリテーションサービス利用者の特性 3 介護予防通所リハビリテーションの内容・特徴 4 介護予防支援サービスと介護予防通所リハビリテーション	— — — —
		6. 介護予防短期入所生活介護方法論	1 介護予防短期入所生活介護の意義・目的 2 介護予防短期入所生活介護サービス利用者の特性 3 介護予防短期入所生活介護の内容・特徴 4 介護予防支援サービスと介護予防短期入所生活介護	— — — —
		7. 介護予防短期入所療養介護方法論	1 介護予防短期入所療養介護の意義・目的 2 介護予防短期入所療養介護サービス利用者の特性 3 介護予防短期入所療養介護の内容・特徴 4 介護予防支援サービスと介護予防短期入所療養介護	— — — —
		8. 介護予防特定施設入居者生活介護方法論	1 介護予防特定施設入居者生活介護の意義・目的 2 介護予防特定施設入居者生活介護サービス利用者の特性 3 介護予防特定施設入居者生活介護の内容・特徴 4 介護予防支援サービスと介護予防特定施設入居者生活介護	— — — —
		9. 介護予防福祉用具及び介護予防住宅改修方法論	1 介護予防福祉用具の意義・目的 2 介護予防福祉用具利用者の特性および介護予防福祉用具の機能、使用法 3 介護予防福祉用具の内容・特徴 4 介護予防支援サービスと介護予防福祉用具 5 介護予防住宅改修の意義・目的 6 介護予防住宅改修利用者の特性および介護予防住宅改修の機能、使用法 7 介護予防住宅改修の内容・特徴 8 介護予防支援サービスと介護予防住宅改修	— — — — — — — —
	8. 高齢者支援展開論 (地域密着型介護予防サービス事業各論)	1. 介護予防認知症対応型通所介護方法論	1 介護予防認知症対応型通所介護の意義・目的 2 介護予防認知症対応型通所介護の利用者の特性 3 介護予防認知症対応型通所介護の内容・特徴	— — —
		2. 介護予防小規模多機能型居宅介護方法論	1 介護予防小規模多機能型居宅介護の意義・目的 2 介護予防小規模多機能型居宅介護の利用者の特性 3 介護予防小規模多機能型居宅介護の内容・特徴	— — —

介護保険法別表の科目	区分	大項目	中項目	小項目
三 介護給付等対象サービス その他の保健医療サービス及び福祉サービスに関する科目	8. 高齢者支援展開論 (地域密着型介護予防サービス事業各論)	3. 介護予防認知症対応型共同生活介護方法論	1 介護予防認知症対応型共同生活介護の意義・目的	—
			2 介護予防認知症対応型共同生活介護の利用者の特性	—
			3 介護予防認知症対応型共同生活介護の内容・特徴	—
	9. 高齢者支援展開論 (介護保険施設各論)	1. 指定介護老人福祉施設サービス方法論	1 指定介護老人福祉施設の意義・目的	—
			2 指定介護老人福祉施設サービス利用者の特性	—
			3 指定介護老人福祉施設の内容・特徴	—
	2. 介護老人保健施設サービス方法論		1 介護老人保健施設の意義・目的	—
			2 介護老人保健施設サービス利用者の特性	—
			3 介護老人保健施設の内容・特徴	—
	3. 指定介護療養型医療施設サービス方法論		1 指定介護療養型医療施設の意義・目的	—
			2 指定介護療養型医療施設サービス利用者の特性	—
			3 指定介護療養型医療施設の内容・特徴	—
			4 老人性認知症疾患療養病棟の意義・目的	—
			5 老人性認知症疾患療養病棟利用者の特性	—
			6 老人性認知症疾患療養病棟の特徴・内容	—
	4. 介護医療院サービス方法論		1 介護医療院の意義・目的	—
			2 介護医療院サービス利用者の特性	—
			3 介護医療院の内容・特徴	—
	10. 高齢者支援展開論 (社会資源活用論)		1 公的サービスおよびその他の社会資源導入方法論	—
			2 社会資源間での機能や役割の相違	—
			3 フォーマルな分野とインフォーマルな分野の連携の必要性	—
四 要介護認定及び要支援認定に関する科目	1. 要介護・要支援認定特論	1. 要介護認定の流れ	1 要介護認定基準について	—
			2 認定調査	—
			3 主治医意見書	—
			4 一次判定の概略	—
			5 介護認定審査会における二次判定の概略	—
		2. 一次判定の仕組み	1 要介護認定等基準時間の推計の考え方	—
			2 要介護認定等基準時間の算出方法	—
		3. 二次判定の仕組み	1 二次判定の基本的方法	—
			2 介護認定審査会における審査・判定の手順	—
			3 二次判定のポイント	—

7 実務研修受講者の決定について

1 結果通知

- 期　日　　令和5年12月4日（月）
周知方法　・すべての受験者に、結果通知書を簡易書留で郵送します。
　　　　　　（令和5年12月4日（月）に発送予定）
　　　　　・県ホームページに、合格者の受験番号を1か月間掲載します。
URL　　<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/35/>
※電話・メールによる合否の確認には応じることができません。

2 実務研修

- 開催時期　令和6年1月～6月のうち、14日間
　　　　　※上記14日間の研修に加えて、事業所での見学実習を実施します。
　　　　　※状況により変更、延期、中止の可能性があります。
開催通知　合格者に対し、合否通知から概ね10日後に通知します。
受講料　　未定
受講地　　岡山県（受験地の都道府県が原則）。ただし、県外への転居により岡山県
　　　　　での受講が困難な場合は、速やかに試験事務局まで連絡してください。

3 受講制限

試験合格者であっても、学校保健安全法施行規則第18条に規定する感染症にかかった方については、同施行規則第19条に規定する期間は、医師が感染のおそれがないと認めた場合を除き、実務研修を受講することはできません。体調については自己管理を徹底してください。

なお、この受講制限のため令和5年度の実務研修を受講できなかった場合は、翌年度の研修の受講が認められます。